

市第 118 号議案

横浜市改良住宅条例の一部改正

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例

横浜市改良住宅条例（昭和37年 3 月横浜市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「「令第 6 条第 5 項第 1 号」とあるのは「住宅地区改良法施行令第12条の規定により読み替えて準用される公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 1 号」」を「（平成23年政令第 424 号）第 1 条の規定による改正前の令（以下「平成24年 4 月改正前の令」という。）」とあるのは「（平成23年政令第 424 号。以下「整備令」という。）第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令」と、「平成24年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項第 1 号」とあるのは「整備令第 5 条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第12条の規定により読み替えて準用される整備令第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 1 号」」に、「「令第 6 条第 5 項第 3 号（）」とあるのは「住宅地区改良法施行令第12条の規定により読み替えて準用される公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 3 号（）」を「平成24年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項第 3 号」とあるのは「整備令第 5 条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第12条の規定により読み替えて準用される整備令第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 3 号」」に改める。

第 7 条第 1 項中「額が、」の次に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成 23 年政令第 424 号。以下「整備令」という。）第 5 条の規定による改正前の」を加え、「公営住宅法施行令（」を「整備令第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令（」に改める。

第 8 条第 2 項中「額が、」の次に「整備令第 1 条の規定による改正前の」を加える。

第 9 条中「「第 14 条第 2 項」と」の次に「、第 17 条第 3 項中「第 7 条第 1 項第 3 号」とあるのは「横浜市改良住宅条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えて準用される第 7 条第 1 項第 3 号」と」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市改良住宅条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

横浜市改良住宅条例（抜粋）

上段	改正案
下段	現行

（公募による入居等）

第 5 条 （第 1 項省略）

- 2 前項の規定による入居者の公募をする場合においては、横浜市営住宅条例（平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「市営住宅条例」という。）第 2 条第 3 号、第 4 条第 2 号、第 5 条、第 6 条（第 3 号及び第 4 号を除く。）、第 7 条、第 8 条第 3 項、第 10 条及び第 14 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第 2 条第 3 号中「第 37 条第 3 項若しくは第 47 条第 2 項」とあるのは「第 47 条第 2 項」と、「新設住宅で第 13 条第 3 項に規定する入居補欠者の補欠の有効期間満了前において、入居補欠者が欠けたため入居するものがない」とあるのは「改良住宅に入居することができる者が入居しない」と、第 5 条第 1 項中「前条に定める公募」とあるのは「改良住宅の入居者の公募」と、第 7 条第 1 項第 3 号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、「（平成 23 年政令第 424 号）第 1 条の規定による改正前の令（以下「平成 24 年 4 月改正前の令」とあるのは「住宅地区改良法施行令第 12 条の規定により読み替えて準用いう。）」とあるのは「（平成 23 年政令第 424 号。以下「整備令される公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 1 号」という。）第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令」と、「平成 24 年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項第 1 号」とあるのは「整備令第 5 条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第 12 条の規定により読み替えて準用される整備令第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 1 号」と、「改正令によ

る改正前の令（以下「旧令」という。）第 6 条第 5 項第 1 号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 391 号）附則第 6 条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第 12 条の規定により読み替えて準用される公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 391 号）による改正前の公営住宅法施行令（以下「旧準用公営住宅法施行令」という。）第 6 条第 5 項第 1 号」と、「平成 24 年 4 月改正前の令第 6 条第 5 項第 3 号」とあるのは「整備令第 5 条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令第 12 条の規定により読み替えて準用される公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 3 号（」令第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 3 号」と、「旧令第 6 条第 5 項第 3 号」とあるのは「旧準用公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 3 号」と読み替えるものとする。

（収入超過者の認定）

第 7 条 市長は、毎年度、前条第 1 項の規定により準用する市営住宅条例第 21 条第 1 項の規定により認定した入居者の収入の額が、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成 23 年政令第 424 号。以下「整備令」という。）第 5 条の規定による改正前の令第 12 条の規定により読み替えて準用される整備令第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 6 条第 5 項（公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 391 号。以下「改正令」という。）附則第 7 条に規定する者に係る平成 26 年 3 月 31 日までの間における収入にあつては、改正令附則第 6 条の規定による改正前の令第 12 条の規定により読み替えて準用される改正

令による改正前の公営住宅法施行令第 6 条第 5 項) に定める金額を超え、かつ、当該入居者が、改良住宅に引き続き 3 年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

( 第 2 項省略 )

( 収入超過者に対する使用料 )

第 8 条 ( 第 1 項省略 )

2 前項の規定にかかわらず、収入超過者の収入の額が、整備令第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 1 号及び第 3 号(改正令附則第 7 条に規定する者に係る平成 26 年 3 月 31 日までの間における使用料にあっては、改正令による改正前の公営住宅法施行令第 6 条第 5 項第 1 号及び第 3 号) に掲げる金額以下の場合においては、第 6 条の規定により決定した使用料の額を当該収入超過者の使用料とする。

( 準用 )

第 9 条 第 4 条から前条までに定めるもののほか、改良住宅及び地区施設の管理については、改良住宅及び地区施設を市営住宅条例に規定する市営住宅及び共同施設とみなし、市営住宅条例第 9 条、第 11 条、第 12 条第 1 項、第 15 条から第 18 条まで、第 22 条から第 33 条まで、第 35 条、第 40 条、第 42 条、第 47 条第 1 項(第 5 号を除く。)及び第 2 項並びに第 55 条から第 70 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、第 12 条第 1 項中「次条第 2 項及び第 14 条第 2 項」とあるのは「第 14 条第 2 項」と、第 17 条第 3 項中「第 7 条第 1 項第 3 号」とあるのは「

横浜市改良住宅条例第 5 条第 2 項の規定により読み替えて準用される第 7 条第 1 項第 3 号」と、第 23 条第 1 項中「第 37 条第 1 項、第 43 条第 1 項若しくは第 47 条第 1 項第 5 号の規定により明渡しの請求があったときは、明渡しの期限として指定した日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は同項各号（第 5 号を除く。）の規定により明渡しの請求があったときは、その請求のあった日」とあるのは「第 47 条第 1 項各号（第 5 号を除く。）の規定により明渡しの請求があったときはその請求のあった日」と、第 40 条中「収入超過者及び高額所得者」とあるのは「収入超過者」と、第 42 条中「第 15 条第 3 項の規定による保証金の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 1 項、第 36 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項の規定による使用料の決定、第 22 条（第 36 条第 3 項又は第 39 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による使用料若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 37 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 40 条の規定によるあっせん等又は第 44 条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「横浜市改良住宅条例第 6 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項の規定による使用料の決定、第 15 条第 3 項の規定による保証金の減免若しくは徴収の猶予、第 22 条若しくは横浜市改良住宅条例第 8 条第 1 項の規定により読み替えて準用される第 36 条第 3 項の規定による使用料の減免若しくは徴収の猶予又は第 40 条の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。